

令和7年申告相談

令和7年

1月30日(木曜) ~ 3月17日(月曜)まで

- ・ 税務課 TEL 23 - 0115
- ・ 須木庁舎住民生活課 TEL 48 - 3132
- ・ 野尻庁舎住民生活課 TEL 44 - 1100
- ・ 小林税務署 TEL 23 - 3126

税申告は、市県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定基礎となる大切なものです。期間内の申告をお願いします。

申告に必要なもの

- ◆マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
- ◆運転免許証、健康保険証など本人確認ができるもの
- ◆収入、経費がわかるもの
- ▼給与、年金の収入がある人
源泉徴収票など
- ▼農業、営業、不動産などの事業所得がある人
- 収入内訳書、収入や経費がわかる帳簿、領収書など
- ※肉用牛を出荷した人は、売却証明書をお持ちください
- ※昨年、農業所得にかかる減価償却資産を申告した人に事前調査票を送付しています。未提出の人は早めに提出してください
- ◆控除がわかる書類
- ▼社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除証明書、障害者手帳など
- ▼医療費控除を受ける場合は、年間の医療明細書（対象者、病院・薬局ごと）

事業所得（営業等・農業）と雑所得の確定申告での所得区分		
収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	おおむね事業所得※1	おおむね業務に係る雑所得※2
300万円以下		業務に係る雑所得

※1 イまたはロに該当する場合は、業務に係る雑所得に区分されます。
 イ その所得に係る収入金額が300万円以下で、かつ、主たる収入に対する割合が僅少である（おおむね10%に満たない）場合
 ロ その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取り組みを実施していないなど営利性が認められない場合

※2 帳簿書類の保存がない事実のみで所得区分を判断せず、営利性、継続性、企画遂行性を有し、社会通念での判定において事業所得と認められる場合には事業所得として取り扱う。

ただし、医療費通知があれば、記載のある月までは明細の記入を省略できます。

※関係書類は必ず事前に作成

分けし、合計額を算出して

◆所得税の還付を受ける人は

本人名義の通帳

税務署での申告が必要な人

- ◆ 対象者
- ▼ 青色申告をする人
- ▼ 消費税、贈与税、相続税の申告をする人
- ▼ 初めて住宅借入金特別控除

（住宅ローン控除）を申告する人

申告しなかった場合

入を申告する人

※農業委員会を通じた売却や
公共事業に関する譲渡は市
の会場でも受け付けます

る人（損失の繰越申告含む）

による収入を申告する人（損

失の繰越申告含む）

をする人

をする人

◆税務署での申告の注意事項

当日配布する「入場整理券」

かLINE予約が必要です。

また、自身のスマートフォン

これを申告書などを作成し

「マ」を以て文句

とマイナスイオンバネカードを忘れ

ずにお持ちください。

※マイナンバーカードの発行

時に設定した2種類のパス

ワードが必要です。事前に

ご確認ください

※マイナンバーカードのパス

ワードを忘れた場合は、市

役所やコンビニなどでも再

設定することができます

令和6年中に収入がなかった人や障害者年金や遺族年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険などの非課税となる収入のみで、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人は、未申告の場合、軽減措置が受けられなくなります。また、税申告の内容は、所得証明書発行や公営住宅入居、児童手当受給、幼稚園・保育園・認定こども園入園などに必要な場合があります。

申告はe・Taxが便利

会場で待たずに、24時間(メンテナンス時除く)いつでも自宅などからスマートフォンなどで申告手続きができます。ぜひご利用ください。

その他

所得税の納税や還付がなく、確定申告の必要ない人でも、市民税・県民税の申告が必要な人は、市ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入し、郵送での提出もできます。

■令和7年 申告相談日程 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

※申告期間中は、会場以外での申告はお受けすることができません。

月日	曜日	野尻地区 (受付時間) 午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時～15時	
		対象地区	会場
1月30日	木	野尻5区、6区	いきいきコミュニティセンター
1月31日	金	野尻5区、6区	いきいきコミュニティセンター
2月3日	月	野尻1区、2区	紙屋やすらぎ荘
2月4日	火	野尻1区、2区	紙屋やすらぎ荘
2月5日	水	野尻3区、4区	野尻庁舎
2月6日	木	野尻3区、4区	野尻庁舎
2月7日	金	野尻全地区	野尻庁舎
2月10日	月	野尻全地区	野尻庁舎

月日	曜日	須木地区 (受付時間) 午前の部：9時～11時 午後の部：13時～15時	
		対象地区	会場
2月14日	金	内山区	内山地域福祉センター (午後は12時30分～14時30分)
2月17日	月	奈佐木区	須木庁舎
2月18日	火	中河間区	須木庁舎
2月19日	水	畜産農家	須木庁舎
2月21日	金	永田区	須木庁舎
2月25日	火	原区	須木庁舎
2月26日	水	麓区	須木庁舎
2月28日	金	下九瀬区、上九瀬区	須木庁舎
3月3日	月	夏木区、堂屋敷区	須木庁舎

月日	曜日	小林地区 (受付時間) 午前の部：8時30分～11時30分 午後の部：12時30分～15時	
		対象地区	会場
2月13日	木	西堤・北堤・南堤区(木場)	農村環境改善センター
2月14日	金	水流迫 南堤区(岩瀬・下堤)	農村環境改善センター
2月17日	月	細野1区	南部いろり村
2月18日	火	細野2区	南部いろり村
2月19日	水	細野3区	南部いろり村
2月20日	木	北西2区	東方研修館
2月21日	金	東方2区	東方研修館
2月25日	火	東方1区	東方研修館
2月26日	水	北西1区 北西3区	西ノ原農村集会所
2月27日	木	南西2区 南西4区	西ノ原農村集会所
2月28日	金	南西1の西区 南西3区	西ノ原農村集会所
3月3日	月	真方1区	中央公民館
3月4日	火	真方2区	中央公民館
3月5日	水	真方3区 坂元区	中央公民館
3月6日	木	南真方東区 南真方西区 南真方区	中央公民館
3月7日	金	上町の全区 永田町区	中央公民館
3月10日	月	上町の全区 永田町区	中央公民館
3月11日	火	通り町区 種子田区	中央公民館
3月12日	水	後川内区 南西1の東区	中央公民館
3月13日	木	西町の全区 緑町区	中央公民館
3月14日	金	南島田区 本町区 仲町区	中央公民館
3月17日	月	新生町区	中央公民館

※中央公民館駐車場の門扉は7時45分に開錠しますが、門扉前で車を止めて開錠を待つ行為は、通学や通勤の妨げになり大変危険です。また、道路交通法にも抵触する恐れがありますので、絶対にしないでください。

募集

意見募集

パブリックコメント

◆意見応募方法

それぞれ、提出書に必要事項を記入し、窓口提出するか郵送、FAX、電子メールで応募ください。

第5期

小林市障がい者計画(案)

◆募集期間 1月15日(水曜)

～2月13日(木曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、福祉課、須木・野尻庁舎住民生活課

●問・福祉課

TEL 23・0111

FAX 23・4934

Mail k.fukushi@city.kobayashi.jp

第2期

てなんど小林総合戦略(案)

人口減少の克服と地方創生を目的とした計画です。

次期総合計画と策定年度を統一するため総合戦略の計画期間を1年延長すること、人口ビジョン編の数値を修正す

ることへの意見募集です。

◆募集期間 1月15日(水曜)

～2月13日(木曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、地方創生課、須木・野尻庁舎住民生活課、西小林出張所、紙屋出張所

●問・地方創生課

TEL 23・1148

FAX 23・6650

Mail k.sousei@city.kobayashi.jp

◆第一期にしろ地域成年後見制度利用促進基本計画(案)

◆募集期間 1月15日(水曜)

～2月13日(木曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、長寿介護課、須木・野尻庁舎住民生活課

●問・長寿介護課

TEL 23・1140

FAX 23・4934

Mail k.kaijo@city.kobayashi.jp

◆小林市子ども計画(案)

市のこども施策を総合的かつ一体的に推進するための計画です。

◆募集期間 1月15日(水曜)

～2月13日(木曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、こども課、こども家庭センター、須木・野尻庁舎住民生活課、中央公民館(社会教育課)

●問・こども課

TEL 23・1278

FAX 24・5063

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

Mail k.kosodate@city.kobayashi.jp

◆健康こばやし21(第三次)(案)

本市の健康のまちづくりを総合的に推進するための計画です。

◆募集期間 1月15日(水曜)

～2月13日(木曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、健康推進課、須木・野尻庁舎住民生活課

●問・健康推進課

TEL 23・0323

FAX 23・0325

Mail k.yohou@city.kobayashi.jp

◆小林市鳥獣被害防止計画(案)

市内で増加している、ニホンジカやイノシシ、ニホンザル、カラスなどの野生鳥獣による農作物への被害対策強化のための計画です。

◆募集期間 1月15日(水曜)

～2月13日(木曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、農業振興課、須木・野尻地域振興課、西小林出張所、紙屋出張所

●問・農業振興課

TEL 23・0333

FAX 23・0334

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

宮崎ねりんピック 2025 参加者募集

- ◆対象者 県内在住の60歳以上の人(昭和41年4月1日以前生)
- ◆参加料 500円(種目によっては別途プレイ代が必要です)
- ◆申込期間 2月1日～2月28日 ※参加申込多数の場合は抽選
- ◆開催日 5月18日(日曜) ※ソフトテニスは11日(日曜)、ミニテニスは12日(月曜)、ゴルフ競技は16日(金曜)に開催
- ◆会場 ひなた宮崎県総合運動公園 ほか
- ◆競技種目【スポーツ種目(27種目)】 ラージボール卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ベタンク、ターゲット・バードゴルフ、グラウンド・ゴルフ、パウンドテニス、ミニバレーボール、ソフトバレーボール、ミニテニス、弓道、剣道、なぎなた、太極拳、四半的弓道、ボウリング、ゴルフ、サッカー、ラグビーフットボール、パークゴルフ、水泳、卓球バレー、ダンススポーツ、遷層軟式野球、バドミントン

【文化種目(3種目)】 将棋、囲碁、健康マージャン

※競技詳細や会場、申込方法などは問い合わせください

●申・問＝県社会福祉協議会長寿社会推進センター

TEL 0985-31-9630 ・長寿介護課 TEL 23-1140

・須木庁舎住民生活課 TEL 48-3132

・野尻庁舎住民生活課 TEL 44-1100



▲県社会福祉協議会ホームページ



広報こばやしへの

ご意見・ご感想 をお寄せください!

読んだ感想や、こんな情報が知りたい、この人を取材してほしいなど、あなたのご意見・ご感想を二次元コードからお寄せください。



e-カフェ日程・時間・場所

地区	日程	時間	場所
小林	2月12日⑤	13時30分～14時30分	社会福祉センター別館第1会議室
	2月19日⑤	10時～11時	細野小学校まちづくり協議会内会議室
須木	2月5日⑤	10時～11時30分	永田館
	2月19日⑤	10時～11時30分	永田館
	2月26日⑤	10時～11時30分	須木総合ふるさとセンター ※前日までに要予約
野尻	2月26日⑤	14時～15時30分	茶飲ん場ふもと(東麓地区)



保健・福祉

e-カフェに
参加してみませんか

地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、誰でも気軽に参加し、お茶や話をしたり、歌やゲームなどをして交流を深める場です。

●問

・小林市地域包括支援センター
TEL 25・0707
・のじり地域包括支援センター
TEL 44・2271

・社会福祉協議会須木支所
TEL 48・2073

・小林市西部
地域包括支援センター
TEL 27・2552

家族介護者の集い

介護をしている人と悩みを出し合い、語り合う集いを開催します。介護経験などについて語り合い、何かヒントを見つけていただければ幸いです。予約不要、参加費無料です。誰でも参加できます。

◆日時 2月8日(土曜)

13時30分～15時

◆場所

小林市地域包括支援センター

◆内容

アロマハンドトリートメント

●問

・小林市地域包括支援センター

TEL 25・0707

・小林市西部地域

包括支援センター

TEL 27・2552



ひきこもり家族会

ひきこもりでお悩みのご家族が気軽に交流できる場です。安心してお互いに語り合い、学び合い、一息つきませんか。

◆日時 2月16日⑤ 13時30分～15時30分

◆場所 社会福祉センター別館第1会議室

◆内容 2月は竹灯籠づくりを行います

◆対象 家族、経験者、支援者など

居場所「まる灯」

不登校やひきこもりなど、生きづらさを抱えて立ち止まっている人、家族以外とのつながりが少ない方などのための、家以外の安心安全な居場所「まる灯」です。ゆるやかにつながり、一緒に新しい人生を始めて行きませんか。

まずは来られる時間に気軽にご参加ください。

◆日時 2月16日⑤ 13時30分～16時

◆場所 社会福祉センター別館2階和室

◆内容 2月は竹灯籠づくりを行います

◆対象 不登校・ひきこもりや社会の中で生きづらさを感じている人

不登校親の会「とまりぎ」

ひとりで抱え込んでいませんか？子育て中の保護者がひと息つける場所です。子育ての楽しさや悩みなど、情報の交換をしてみませんか。

◆日時 2月16日⑤ 13時30分～15時30分

◆場所 社会福祉センター別館第2会議室

◆内容 情報交換、懇談会

◆対象 子育て中の保護者など

●申・問＝社会福祉協議会 TEL 23・3466

シルバーランド望峰の里 ～料理教室参加者募集～

料理の基本から応用までさまざまな料理を作ります。交流を楽しみながら、おいしい料理を一緒に作りませんか。

◆日時 2月14日(金曜) 10時～12時30分

◆場所 シルバーランド望峰の里 敷地内 西部いろり村

◆内容 炊き込みちらし寿司

◆参加費 500円

◆対象者 おおむね60歳以上の人

◆定員 10人

◆申込方法 3日前までに電話で予約

◆当日必要なもの エプロン／三角巾／手拭きタオル／マスク

●申・問＝シルバーランド 望峰の里 TEL 27・1000



盛土等には事前の許可・届出が必要となります

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)に基づき、県では、令和7年5月1日に保全対象のない一部の無人島を除き、県内のほぼ全域を規制区域として指定します(中核市である宮崎市の規制区域は宮崎市が指定)。指定日以降、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、事前の許可・届出が必要となるほか、指定日時点で施工中の盛土等についても令和7年5月21日までに届出が必要です。詳細は、県のホームページを確認してください。

▼県ホームページ



●問＝宮崎県県土整備部技術企画課 TEL 0985・26・7178

案内

令和7年度放課後
児童クラブ入会受付

◆対象児童

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生(1〜6年)

◆申込方法

4月から入会を希望する人は、入会申請書一式を希望する放課後児童クラブへ提出してください。

※現在利用している人も含む
◆申請書配布場所

各放課後児童クラブ、こども課、野尻庁舎住民生活課、須木庁舎住民生活課

※市ホームページからもダウンロードできます

◆放課後児童クラブ

- ① 小林小放課後児童クラブ
(小林小学校敷地内専用施設)
- ② 南小放課後児童クラブ
(南保育園内)
- ③ 細野小放課後児童クラブ
(細野小学校余裕教室)
- ④ こばと放課後児童クラブ
(認定こども園こばと保育園内)
- ⑤ 三松小放課後児童クラブ
(三松小学校敷地内専用施設)
- ⑥ 野尻放課後児童クラブ

(野尻小学校前専用施設)

⑦ 東方放課後児童クラブ
(東方保育園内)

⑧ 西小林放課後児童クラブ
(認定こども園西小林保育園内)

⑨ 紙屋小放課後児童クラブ
(紙屋小学校余裕教室)

⑩ 栗須小放課後児童クラブ
(栗須小学校余裕教室)

⑪ 三松小第2・第3放課後児童クラブ
(農村環境改善センター)

※⑪三松小第2は移転

⑫ 緑ヶ丘放課後児童クラブ
(市役所第4別館隣)

⑬ 大塚原放課後児童クラブ
(大塚原認定こども園内)

⑭ キッズサポートルームHUG上ノ馬場(二口子供医院跡)

⑮ みまつ放課後児童クラブ
(認定こども園みまつ内)

⑯ のじりこども園放課後児童クラブ(認定のじりこども園内)

⑰ こばかん児童クラブ
(小林看護医療専門学校内)

⑱ 小林カトリック幼稚園放課後児童クラブ【新設】
(小林カトリック幼稚園内)

⑲ みまつこどもクラブ【新設】
(民家・堤3505番地1)

◆受付期間 1月20日(月曜)〜2月7日(金曜)

※日曜を除く

※申し込み多数の場合は選考

◆受付場所

各放課後児童クラブ

◆その他

▼⑬・⑱は、令和7年4月から新規開設予定の放課後児童クラブ

▼⑲みまつこどもクラブの入会を希望者は、こども課に直接提出してください。

●問・こども課

TEL 23・1278

林退共の退職金は

請求しましたか

林業の仕事に従事したことがあり、林退共制度に加入していた人で、退職金請求手続きをした心当たりのない人は、退職金を受け取っていない可能性があります。

自身が林退共へ加入していたか分からない人も確認しますので、気軽にお問い合わせください。

●問

・独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部

TEL 03・6731・2889

イベント情報や防災・防犯情報などを配信
小林市公式LINE

二次元コードを読み取って友だち登録

市公式LINEでは、市内で開催されるイベント情報や防災・防犯情報など、さまざまな情報を受信できます。右の二次元コードを読み取って友だち登録し、受信設定を行ってください。

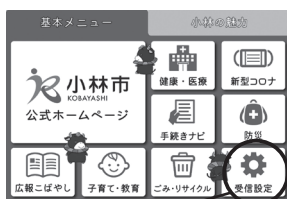


▲友だち登録は
コチラから

受信設定をお忘れなく！

友だち登録をただけでは、情報は届きません。必ず受信設定をお願いします。

画面右下に表示される基本メニューから「受信設定」のボタンを選択。世代や性別、お住まいの地域、欲しい情報の種類種類を選択し、受信設定を行ってください。



受信設定はココから

講演会
演奏会

～人生を奏でる～

参加費
無料

～お話と三味線演奏をお楽しみください～

MRTラジオ「由宇^ゆ月^{づき}と一緒にいってみんなよう」でおなじみの村上三弦道^{むらかみさんげんどう}さんが講師の講演会・演奏会です。こどもから大人まで楽しめる内容ですので、友人などを誘い、ぜひご参加ください。

◆日時 2月15日(土曜)
10時～11時30分

◆場所 中央公民館

◆申込締切 1月31日(金曜)



●申・問＝社会教育課 TEL 22-3482

南九州駅伝開催に伴い
交通規制が行われます

レースは、えびの市をスタートし、都城市をゴールとする全7区間61.3^{キロ}で行われ、小林市もコースの一部になっています。

レース中は選手が交差点を通過する時間帯に通行が制限されるなど、交通規制が行われますのでご注意ください。

◆日時 2月2日(日曜)

10時スタート

13時6分ゴール(予定)

◆区間

▼第2中継所 三本松

▼第3中継所 靴の小笠原

国道268号線

〽国道221号線(都城線)

◆先頭通過予定時間

▼第2中継所 10時51分ごろ

▼第3中継所 11時14分ごろ

●問・都城市スポーツ協会

(南九州駅伝競走大会事務局)

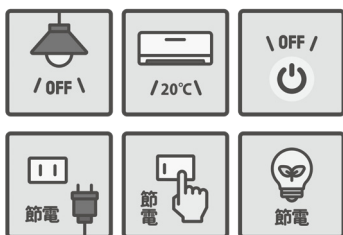
TEL 0986・26・7133

コース図などの詳細情報は大会ホームページで確認ください▼



2月は省エネルギー月間です

冬季は暖房の使用などによってエネルギーの消費量が多い季節。毎年2月は「省エネルギー月間」です。暖房が過度にならないよう気をつけるなど、毎日の暮らしの中で私たち一人ひとりが省エネルギーを実践することが大切です。家庭や学校、職場で、省エネを実践しましょう。



資源エネルギー庁のホームページで家庭でできる省エネなどについて確認できます▼



●問＝生活環境課 TEL 23-8122

市営墓地利用者のみなさまへ

引き継ぎの届けをしていますか

市営墓地(上町墓地、堂淵墓地)の利用者が住所異動や死亡した場合は、今後利用する人が当初の墓地利用許可証を添えて引き継ぎの届出を行う必要があります。

当初の墓地利用許可証を紛失している場合も個別対応できますので、該当する人は電話か窓口でご相談ください。



利用者承継、管理人選任、住所氏名等変更、利用許可証再交付などの詳細はコチラ▼



●問＝生活環境課 TEL 23-8122

水道管の凍結・破裂を防ぎましょう！

●問＝上下水道課 TEL 23-0321

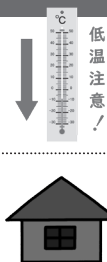
水道管の凍結や蛇口の破裂は、気温がマイナス4度以下になると多く発生します。特に凍結しやすい水道管は、戸外でむき出しのところ、日陰や風当りの強いところ、給湯器や元栓のまわり、北向きにある水まわりです。寒さが厳しくなる前に配管を保護するなどして、凍結に備えてください。

水道管が凍りやすくなるのは…

・最低気温が

－4℃以下 のとき

・留守にして数日間水道を使用しないとき



凍結する前に早めの対策を！

・日陰や風当りが強いところの水道の確認
氷点下でなくても凍結することがあります。気象情報に注意！

・屋外にある露出した水道管や蛇口の保護
ホームセンターなどで扱っている保温材などで覆いましょう。乾いた布類をひもで固定し、ビニール袋で覆う方法もあります。

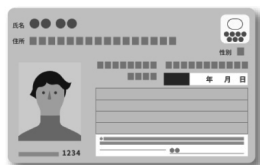
・日陰や風当りが強いところの水道の確認
ボックス内の空間に冷気が入り込まないように、発泡スチロールやタオルなどをビニール袋に詰め、空間を埋めましょう。

これまで通りの自己負担額で 保険診療を受けられます

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

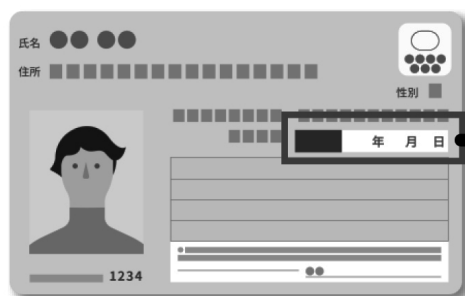


- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口にある顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、マイナンバーカードの**電子証明書の有効期限**※にご確認ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラート**が表示されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。
※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合 以下のどちらかをご利用ください

(今お持ちの) 健康保険証



有効期限は**最大1年間**
(令和7年12月1日まで)。

※転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです

資格確認書



まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で申請によらず保険者から交付します。

※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

